

ふぐ（疑い）が混入した「しらす干し」（半乾ちりめん） の販売について

愛知県内のスーパーで 2026 年 10 月 3 日（土）から 10 月 4 日（日）まで販売された「しらす干し」（半乾ちりめん）にふぐ（疑い）が混入していた可能性があることが判明し、本日、加工者である株式会社三和から当該商品の自主回収の申出がありましたので、お知らせします。

当該商品をお持ちの方は、**絶対に喫食せず**、購入した販売店に返品してください。

1 商品の概要

商 品 名：「しらす干し」（半乾ちりめん）
販売期間：2026 年 10 月 3 日（土）から 10 月 4 日（日）まで
消費期限：2026 年 10 月 7 日（水）の商品
加 工 者：株式会社三和（屋号：海宝丸）
包装形態：合成樹脂製トレーパック入り
販売数量：計 52 パック
JAN コード：0244013002594
販売店舗：海宝丸 小牧堀の内店
小牧市堀の内 4-142（マックスバリュ小牧堀の内店内）
（電話番号：0568-77-2800 営業時間：7:00～23:00）

2 本件の経緯

- ・2026 年 10 月 4 日（日）に消費者がマックスバリュ小牧堀の内店内にある、海宝丸小牧堀の内店で「しらす干し」（半乾ちりめん）を購入。
- ・2026 年 10 月 4 日（日）午後 8 時頃、当該消費者がマックスバリュ小牧堀の内店に当該品にふぐのようなもの 1 匹が混入していたと申出。
- ・2026 年 10 月 5 日（月）午前 9 時頃、マックスバリュ小牧堀の内店の担当者が愛知県春日井保健所に上記事項について申出。春日井保健所が確認したところ、当該店舗で販売された「しらす干し」（半乾ちりめん）にふぐ（疑い）が混入していた可能性があることが判明。

3 県民の皆様へのお願い

お手元に当該商品がある場合には、絶対に喫食せず、販売店舗まで連絡してください。

4 ふぐの毒性

ふぐの有毒部位を食べた場合には、しびれ、運動麻痺等の神経症状が現れる可能性があります。重篤な場合には、呼吸停止により死亡することもあります。

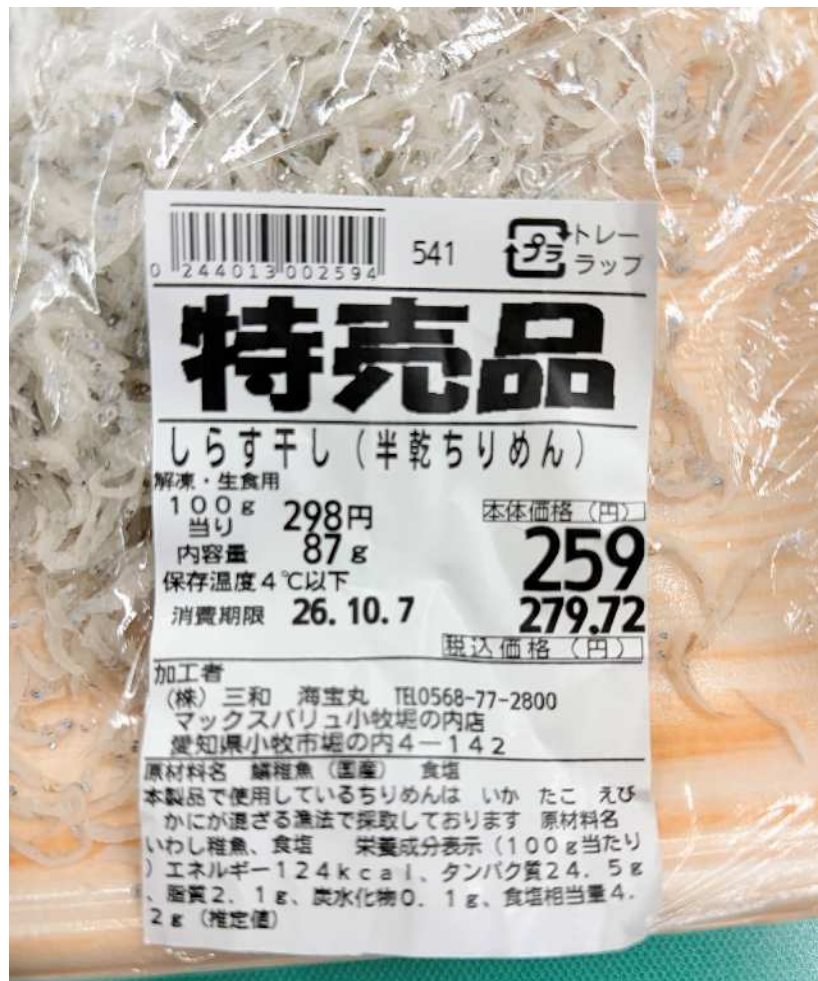
愛知県ふぐ取扱い規制条例（昭和 51 年 3 月 29 日）抜粋

第三条 ふぐは、これを処理したものでなければ、食用として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）してはならない。ただし、ふぐ処理師、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の規定により魚介類販売業又は魚介類競り売り営業の許可を受けた者、同項の規定により飲食店営業、水産製品製造業、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の許可を受けた者（第十条の規定による届出をした者に限る。）その他規則で定める者に対して販売する場合は、この限りでない。

〈申出があった商品〉



〈商品のラベル〉



〈混入していたふぐ（疑い）（約 14 mm）〉

